

平成29年度 第4回
東京都商品等安全対策協議会
議 事 録

平成30年2月15日（木）

都庁第一本庁舎42階（北側）特別会議室B

午前10時00分開会

○生活安全課長 定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第4回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、生活安全課長の猪俣でございます。どうぞよろしく願いいたします。

失礼ではございますが、着座にて進行させていただきます。

本日は本協議会の最終回となります。これまで委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、報告書素案に対し多数のご意見をお寄せいただきまして、まことにありがとうございます。皆様方にご尽力をいただき本報告書（案）の作成ができましたことに、この場をおかりいたしまして改めて御礼を申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。資料中央にございますクリップをお外してください。まず1枚目に次第がございますので、それ以下、委員名簿、こちらは裏面に事務局の名簿もあわせて記載させていただいております。次に座席表です。それから、資料に入りますが、資料1「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策 東京都商品等安全対策協議会報告書(案)」、かなりのボリュームになります。それから、資料2、報告書（案）の修正表、こちらは前回からの修正箇所について記載させていただいております。資料3が報告書の概要です。9ページの体裁になっております。最後に資料4、過去テーマに関する取組状況について、以上となっております。不足等ございましたら、お手数ではございますが、挙手などしていただければ担当が差しかえ等をさせていただきますと思います。

次に、委員の方の関係でございますが、まず本日は、東京消防庁の岡本委員におかれましては所用によりご欠席というご連絡をいただいております。代理といたしまして、東京消防庁防災部防災安全課主任の高木様にご出席いただいております。

なお、座席表のほうは高木様のお名前になっていない状況になっておりますが、こちらはご容赦いただきたいと思います。

また、国民生活センターの鎌田委員におかれましては、同じく所用によりご欠席となっております。代理といたしまして国民生活センター商品テスト部企画管理課長の松本様にご出席いただいております。

また、産業技術総合研究所の西田委員、それから子育てひろば全国連絡協議会の松田委

員、日本エクステリア工業会の山平委員におかれましては、所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。

また、全国消費生活相談員協会の鈴木委員、ベターリビングの西本委員におかれましては、交通機関の運行上の影響によりまして遅れてご出席されるというご連絡をいただいております。

以上、よろしく願いいたします。

本日、カメラ撮影につきましては報告書の手交までとなっておりますので、マスコミの方々のご協力をよろしく願いいたします。

それでは、ここから越山会長に進行をお願いさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○越山会長 改めまして、おはようございます。

本日は、年度末のお忙しい時期に、また、早朝からの会議になりますが、お越しいたゞき誠にありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただければと思っております。

子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策についての協議は今回が最終になります。これまで皆様から頂戴させていただきましたご意見を踏まえ、事務局のほうで報告書の案をまとめております。これを成案としたいと考えております。

本日は、皆様のご了承を得て、「(案)」を取った報告書として東京都に手渡すのがメインの目的になってございます。協議会に参加された感想などは、手交の後に時間をとってございますので、後ほどお話をいただければと思っております。

それでは、事務局のほうから協議会報告書(案)の説明をお願いいたします。

○安全担当 事務局の吉本です。着座にて失礼いたします。

それでは、資料1、報告書(案)についてご説明いたします。

委員等の皆様には、お忙しい中、資料をご確認いただき、大変ありがとうございました。皆様からいただいたご意見を踏まえて報告書(案)をまとめております。第3回協議会からの修正箇所については、別紙の修正表に一覧でまとめております。本日は、この中から主要な修正点について本文に沿ってご説明させていただきます。誤記や単位の修正や、わかりやすくするための文言整理など軽微な修正については説明を割愛させていただきますので、ご了承ください。

まず、資料1の表紙をおめくりください。見開きに「はじめに」を掲載しております。

2枚おめくりください。目次の次に用語の定義を追加しました。

次に、ちょっと飛びまして30ページになります。30ページの欄外になりますが、参考文献の引用元、日本建築学会計画系論文集を追記しております。

次に、34ページをごらんください。「業界団体の取組」の日本エクステリア工業会、(3)「手すりに関する取組」のイ「消費者への注意喚起」にシールによる注意喚起の取組について記載しました。

少し飛んで108ページをごらんください。検証実験の手順に各条件での手すりの断面図を表で掲載しました。

125ページをごらんください。第9章「安全対策に係る今後の取組についての提言」、第1「商品の安全対策等」の(1)「手すりの乗り越え防止」のア「手すりの高さ」の1行目に、検証実験の手すりの高さ1,100mmの説明として法令や規格・基準で定められている高さであることを追記しました。

次に、128ページをごらんください。2「注意表記等の強化」の(1)「注意表記の強化」には、第3回協議会でご意見のあったシールによる注意喚起について追記しております。中高層住宅用の手すりではQRコードによる積極的な取組が行われているものがあること、低層住宅用の手すりでもシールによる注意喚起が行われているものがあることを記載しました。また、シールによる注意喚起がない手すりがあつたり、経年劣化により表記が色あせるなど、課題について追記しております。さらに、現行の注意喚起文は子供の転落防止に特化したものではないため、子供の転落の危険性について注意喚起することを明記し、さらにスペースが限られることや経年劣化などへの対策の必要性について記載しております。

同じく128ページの3「安全基準の強化」では、安全基準づくりの取組主体は製造事業者団体や認証機関であるため、住宅生産事業者団体を取組主体から除いております。

129ページをごらんください。(2)「中高層住宅用の手すりの安全基準」では、ベターリビングが作成するBL基準を別項目に記載しておりましたが、中高層住宅用の手すりの仕様では、手すりの高さや足がかりへの配慮など転落防止に関する事項についてはBL基準に規定されている事項が多く参考とされていることから、中高層住宅用の手すりの安全基準はBL基準を基本とすることとし、一つの項目にまとめて記載することとしました。内容は、認証機関と製造事業者団体が協働して子供の転落防止に有効な対策及び製品開発を継続して検討すること。認証機関はその検討結果を反映して認定基準を整備し、設計者

やデベロッパーが子供の転落防止対策が施された製品を選択できるよう、認定対象のバリエーションの追加の検討を進めることとしました。

次に、130ページをごらんください。第2「消費者の安全意識の向上」の2「消費者の行動に結び付く具体的な注意喚起」では、子供への啓発は危険な行為を誘発する可能性があるため、子供に高所の危険性を教える際の配慮の必要性について具体的に記載し、「危険性を理解できる年齢の子供には、高所からの転落の危険性についてわかりやすく教える。その際は、手すりを乗り越える場面の写真やイラストを提示する場合、それを見た子供が逆に危険な行為を誘発されないよう十分配慮する。」を記載しました。

次に、同じく注意喚起事項の「ベランダの使用方法について」では、後から消費者自身がベランダの手すりに手や足をかけるものを設置する可能性があるため、「手すりには、手や足をかけられるものを設置しない。」を追加しました。

131ページをごらんください。手すりの点検については、手すりの隙間について、「子供がすり抜けられる隙間や、手や足をかけてよじ登れる部位がないことを確認する。」とし、点検事項を追加しました。

次の窓からの転落防止については、網戸に関する点検について記載していたのですが、網戸は転落防止に寄与する機能を有するものではないということで、窓からの転落防止対策から網戸に関する記載を削除しております。

次に、3の「消費者への効果的な普及啓発」では、高所の危険性について子供への教育が必要であることと、その際に子供が危険な行為を誘発されないよう配慮が必要なことについては、普及啓発全体にかかわることであるため、項目としてではなく、前文に消費者への注意喚起事項と同じ内容を記載しております。

次に、第3、安全に配慮した商品の普及では、住宅生産事業者団体以外の主体の取組がわかるように、「子供のベランダからの転落防止のための安全対策を推進するため、子供の転落防止に配慮した手すりの普及につなげること。」としております。

次の第4「事故情報の収集と活用体制の整備」の1「業界としての事故情報の収集体制の整備と事故情報データの活用」では、収集する情報は、事故情報をはじめ商品の安全対策に係る情報であることから、それらに該当するところは「事故情報等」としております。

報告書（案）の主な修正箇所の説明は以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、この内容で東京都のほうに最終報告とさせていただきたいと思っております

けれども、ご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、協議会報告につきましては原案のとおり決定ということにさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、協議会報告書を三木消費生活部長にお渡ししたいと思っております。「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策 東京都商品等安全対策協議会報告書」を手交、お渡しさせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

〔報告書手交〕

○越山会長 皆様のご協力によりまして、ただいま協議会報告書を東京都のほうにお渡しすることができました。どうもありがとうございます。

それでは、ここで三木消費生活部長からご挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○消費生活部長 ありがとうございます。消費生活部長の三木でございます。

ただいま越山会長から「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」について報告書を頂戴いたしました。この協議会は、昨年8月から4回にわたりまして開催をさせていただきました。越山会長をはじめ協議会の委員の皆様には、この間、専門的な見地から幅広いご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

子供のベランダからの転落事故ということで、現場を目撃していることがなかなか少ない事故の実態というか、把握しにくいような状況もあること、また、多くの要素が複合的に関係していることもあるかと思えます。安全対策を検討するには大変難しいテーマだなというふうに我々もテーマ選定をするに当たり思っていたところでございますけれども、今回このような形で具体的な安全対策についておまとめをいただいたということでございます。特別委員であります事業者団体の皆様、関係する団体の方々のご理解とご協力があったからこそまとめることができた、そういった点が大変大きかったというふうに思っております。

検証実験では、一定の判断能力があると思われ6歳児ではほとんど全員が、4歳児でも多くの条件で手すりをよじ登ることができるという結果となりましたけれども、その中で4歳児において、笠木を手前にずらすことによりましてよじ登りを抑制する効果が示唆されるという結果が得られました。大変限られた条件での実証実験結果でございますので、実

製品につなげるためにはまだまだ検討が必要だと思えますけれども、製品のデザインを通じて何かしらの効果が出せることがわかったことは大きな成果であったと考えております。

今後、事業者団体の皆様には、こうした調査結果を参考にさせていただいて、引き続き子供の転落防止のための手すりの開発あるいは安全基準づくりにつきましてご検討をぜひ進めていただければと考えているところでございます。

また、あわせて消費者の安全意識の向上も当然に重要でございます。協議会報告でも、あらゆる主体による消費者への注意喚起について提言という形で頂戴しております。事業者団体、事業者の皆様、そして行政はもとより、既に積極的に取り組まれている消費者団体、子育て支援団体の皆様におかれましても、引き続きご家庭への注意喚起をぜひお願いしたいと思っております。

都といたしましても、提言の内容を早速、関係機関の団体等に要望するとともに、わかりやすく効果的なリーフレットも作成いたしまして、乳幼児健診や子育て世代が集まるイベントなどのさまざまな機会を活用いたしまして消費者に効果的な注意喚起を進めていくとともに、収集した事故情報を事業者団体の皆様に提供していくなど、子供のベランダからの転落事故がなくなるよう、安全対策をさらに推進してまいりたいと思っております。

今回の報告書は、協議会としてのまとめということで先ほど頂戴をしたわけでございますけれども、対策自体はこれからがスタートと思っておりますので、皆様方の引き続きのご尽力とご協力をぜひお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきたいと思っております。

このたびは本当にどうもありがとうございました。

○越山会長 ありがとうございます。

今後の都の取組につきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

○安全担当 それでは、協議会報告を受けた今後の都の取組についてご説明いたします。

協議会終了後、都は協議会からの報告を都庁記者クラブに発表いたします。また、ホームページにも掲載してまいります。プレス発表資料には、本日決定しました報告書及び概要をつけて情報提供いたします。

また、今後の都の取組としては、まず、報告書で提言された安全対策の取組について、事業者団体、関係団体及び国に対して要望してまいります。製造事業者団体、住宅生産事業者団体に対しては、ベランダの手すりの安全対策、注意表記等の強化など、住宅の管理事業者、消費者団体等に対しては、消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起、効果的な普及啓発など、各要望先に対して要望してまいります。

次に、消費者への注意喚起については、事業者団体、関係団体、国等と連携し、ホームページや広報誌、SNSや乳幼児健診など、さまざまな機会を活用し、積極的に注意喚起を行ってまいります。

さらに、事故情報の収集と情報共有への協力として、収集した事故情報を事業者団体に提供するなど、事業者による安全対策の推進に協力してまいります。

また、協議会に参画いただいた各団体、各機関と連携し、事故防止啓発リーフレットを作成いたします。こちらは、委員の皆様にご協力いただきながらたまたま準備を進めております。これから校正を重ね、今年度中に完成し、都内の保健所、保健センター、保育所、幼稚園、小学校等を通じて保護者に配布していく予定です。

今後の都の取組について、説明は以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

今の説明について、ご質問等がございましたらお願いできますでしょうか。よろしいですか。今後の予定になっております。

それでは、今後の取組や協議会を通じた全体のご感想などを皆様から一言ずついただければと存じます。

まず、本日欠席の西田委員からコメントをいただいておりますので、そのコメントについて先に事務局からご紹介させていただければと思います。

○安全担当 それでは、西田委員のコメントをご紹介します。

子供のベランダからの転落事故についてですが、何年もの間、子供の事故予防を考える上で大きな問題だと考えていたテーマであり、今回、東京都の協議会で取り組んだことで、注意喚起の強化だけではなく、手すりのハード面での強化が打ち出されたことを評価したい。これを機にチャイルドレジスタント手すりといった方向性の製品が複数開発されることを期待したい。産総研としても、評価実験などの際には企業、協会などに協力し、そうした製品開発の支援を行っていきたくとコメントをいただきました。

○越山会長 それでは、委員、特別委員、関係者の方の席の順に皆様のほうからまたコメントをいただければと思います。前回1度お話をお伺いしておるのですが、今回は最後ということで再度お願いできればと思っております。よろしくお願いたします。

まず、特別委員の皆様の方からご発言いただければと思います。市川委員、お願いたします。

○市川特別委員 リビングアメニティ協会の市川でございます。

4回出席させていただいて、非常に勉強になったところがたくさんありました。ありがとうございました。

東京都から提言を受けたものについては、他団体とこれから協議をしながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしく願います。

○越山会長 引き続きまして、日本アルミ手摺工業会の久米特別委員からお願いいたします。

○久米特別委員 アルミ手摺工業会の久米でございます。

今回の都庁の協議会を受けまして、私ども民間手すりを中心ではございましたが、会員のほとんどがBL手すりも取得しているという点と、それから中高層住宅がターゲットになっていますので、BLさんとALIA（リビングアメニティ協会）さんと共同して今後取り組んでいこうと、ちょっと方向性として考えております。

それから、その点を含めた30年度事業計画の中にも取り組んでいかなければと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○越山会長 それでは、建築改装協会の高野特別委員、お願いいたします。

○高野特別委員 建築改装協会の高野でございます。

8月から4回にわたって協議会に出席させていただきました。自分たちが今まで気がつかなかったこと、いろいろ勉強になりました。

まず真っ先にできることとなると、法令で手すりの高さがH1,100、そして格子の隙間が110と。いろいろ設計士とかデベロッパーさんと話す機会が多いものですから、その辺、推奨としてH1,200とか、格子の隙間を90にするとか。今後は、皆さん、その辺の意識を高めてもらって、相手からも、いや、お子さんのことを考えるのであれば、手すり1,200にしようとか、隙間を90にしようかといった自然なキャッチボールができればいいかなと思っております。

そして、現状は消費者喚起に対するリーフレット関係の見直しとか、手すりの乗り越え防止のステッカー関係、劣化の問題とかありますので、その辺、まず先にできることを検討していきたいとは思っています。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、ベターリビングの西本特別委員、お願いいたします。

○西本特別委員 どうも、ベターリビングの西本でございます。

今回この協議会を通して子供の転落防止に向けた製品のありよう、その方向性というのを示していただきまして、我々としてはもともと関心のあったところなのですが、ある程度我々も今後継続して開発また基準づくりの中でも今回のこの検討を参考にして、また先ほど久米委員からもお話がありましたが、各製造団体の方々、あと個々の企業の方々、共同して、いわゆる業界として取り組んでいけるよう頑張っていきたいというふうに思っております。

また、つくり手だけの話ではなくて、手すりというのは、発注される方、設計される方、その方々とも大きく関係するものですから、そうした方々のご理解が得られるよう、我々も働きかけていくことを今後努めていきたいと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、キッズデザイン協議会から杉山特別委員、お願いいたします。

○杉山特別委員 キッズデザイン協議会の杉山です。今回参加させていただきまして、どうもありがとうございました。

4回を通じまして、改めて、この報告書にまとめられているように、事業者もユーザーも、なぜ事故が起きているのかということをもっと知ることを、知らせることが非常に大事なのかなと感じました。

情報共有になるんですけども、昨年12月にキッズデザイン協議会が原案を作成しました J I S Z 8150「子どもの安全性—設計・開発のための一般原則」という J I S が制定されております。これは、過去の事故情報を分析して設計、開発に反映する。子供の特性を考慮してリスクアセスメントを行って3ステップメソッドで低減する。ユーザーには使用上の情報を十分提供することが活動の柱になっております。設計におけるプロセスの活動を規定した内容になっております。今回の報告書の内容ともかなりダブるところはありますけれども、事業者の皆さんにおいては、こちらの報告書に書かれている内容に加えてこの J I S も活用いただいて、事故防止につなげていただければと思います。

ありがとうございます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、関係者委員としてご出席いただいております住宅生産団体連合会の篠崎様、お願いいたします。

○篠崎氏 住宅生産団体連合会の篠崎です。今回、関係者ということで参加をさせていただ

できました。

我々は日々、住宅を世の中に供給している立場として、安全対策には十分配慮している住宅を供給させていただいているつもりではありますけれども、せっかく建てていただいた住宅の中で不幸な事故が起きないように、今回はかなり具体の対策になっておりますので、引き続き安全対策だとか、入居者の方の安全に対する意識の向上に関して、きちんと傘下の団体宛てに周知を今後していきたいというふうに思っております。

簡単ですが、ありがとうございました。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、席のほうをかわらせていただきまして、東京消防庁の高木様、お願いできればと思います。

○高木氏（岡本委員代理） 東京消防庁の高木と申します。

今回のテーマにつきまして、当庁でも子供に起こりやすい事故ということで注意喚起を行ってきました。また、本協議会においても委員として参画させていただきまして、各専門家の委員の皆様、関係業界の委員の皆様の意見を聞くことができ、非常に参考となりました。

当庁としましても、救急現場を所管する部門としまして、救急現場から得た情報の収集、分析を本協議会に情報提供させていただきました。今回の答申を踏まえまして、当庁で行っている注意喚起にもつなげていきたいと考えております。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、国民生活センターの松本様、お願いいたします。

○松本氏（鎌田委員代理） 国民生活センター商品テスト部の松本と申します。

医療機関ネットワークの事故情報等をこちらから提供させていただきました。今回の報告書で把握された事故の中には、死亡という不幸な重たい事故もあります。今回の報告書を機に、不幸な事故が一件でも減ることを切に願うばかりというふうに考えております。

ありがとうございました。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の釘宮様、お願いいたします。

○釘宮委員 まずは、このような協議会の場でベランダの手すりの安全対策につきまして真摯な意見交換ができましたことにつきまして、事務局、それからご参加の委員、特別委

員、オブザーバーの皆様へ感謝を申し上げます。

今、特別委員の皆様のお話にもありましたように、今後より一層安全性の高い手すりの開発、供給、それから安全基準づくりといったものにしっかりと取り組んでいただければ大変ありがたいと思います。

特に私のほうから申し上げたいと思いますのは、このベランダの手すりというものが一度住宅に設置をされてしまいますと、なかなか新しい手すりに置きかわりにくい特性を持っているところです。一度住宅に設置されてしまうと、その住宅が取り壊されるまではそこに設置されたままということが多いのではないかと思います。そのような特性を考えると、既存の設置済みのベランダの手すりに対する対策というところも今後しっかりと取り組んでいかなければならないことの一つというふうに思っております。

これまでも業界の方々がそれぞれの形で、使用者に対する情報提供でしたり、あるいは注意喚起に取り組んでこられたわけですが、これから親の世代が入れかわっていくことを考えましても、今後さらに強化をしていく必要があるというふうに思います。業界の方々、中高層住宅が中心の方々ですとか、あるいは低層住宅が中心の方々など、いろいろな業界の方がいらっしゃるわけですが、同じメッセージを発信していくことによりまして相乗効果、それから増幅効果が得られるというふうに思いますので、使用者である私どものような団体も加わって、注意喚起や普及啓発に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、公益社団法人全国消費生活相談員協会からお越しいただいています鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 鈴木でございます。電車の中に閉じ込められまして、大変遅れまして、申しわけありませんでした。

今回のテーマですけれども、今まで商品が主だったと思いますが、ベランダは商品にプラスして工事施工などが伴うことから、これからは使用する側の消費者への安全意識の向上、危険性の周知を周知するために、今以上消費者啓発に取り組んでいかななくてはならないと思っています。

今回の審議の中でも検討されました。メーカーさんのほうからもいろんな意見も出されましたけれども、長期使用の商品で、利用の特徴もありますので、定期的な点検やメンテ

ナンスなど、これ以上に業界団体さんのご協力のもとで安全性を確実にするため、私どもも消費者啓発に今後も努力していただきたいなと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、日本大学の八藤後先生にお願いいたしたいと思えます。

○八藤後特別委員 今まで長らくこの問題について取り組んできましたけれども、このような形で東京都のほうから多くの人たちの、あるいは組織の方々の知見を集めて、そしてこの問題に取り組んでいただいたことをとても感謝しております。また大きな一歩であるというふうに思っております。

特に私は建築の設計とか、まちなどの土木工作物、橋梁など、歩道橋とか——最近、歩道橋の事故なんかも報告されております。そういう方々にも接触することが多いのですが、いわゆる商品である手すり以外のものを設計者自体が設計する場合においても、今まで何か根拠となるもの、あるいは官公庁がオーソライズしたようなものがなかったのではなかなか説得するのが大変だったところもありますが、これはまさに大きな武器になると思っております、私のほうも微力ながらそういう面で普及に努力していきたいというふうに思っております。

皆さんもこれからいろいろこの件についてお願いすることもあると思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、山中先生、お願いいたします。

○山中特別委員 ベランダからの転落事故は、ニュースでも二、三カ月に1例は必ずと言っていいほど報道されているわけですが、それが毎回それだけで終わって、同じことが繰り返されていて非常にもどかしかったのですが、今回いろんな業界団体あるいは関係者の方々が集まってこのような報告書ができたのは大変素晴らしいことだと思います。関係者が全部かかわってつくられた報告書ですので、これは大きな力になると思っております。

そして、私のほうから1つ指摘したいのは、警察のデータは今までほとんど見る事ができなかったのですが、今回、事務局の方の努力で見せていただくことができました。やはり、かなりきちっとしたデータがとられていますね。犯罪性がないと判断されたデータについては利用できるようなシステムが必要ではないかなと思いました。

今回いろいろな検討され、また実験もできたことは、大きな転換点になるのではないかと思います。本当にありがとうございました。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、オブザーバー委員、関係者委員として国土交通省住宅局住宅生産課からお越しいただいております鹿島様、お願いいたします。

○鹿島オブザーバー 国土交通省住宅局住宅生産課の鹿島と申します。

4回の会議に出席させていただきまして、非常に勉強になりました。ありがとうございます。

私どもとしましても、今後、業態団体の皆様等と協力しながら、安全対策にご協力させていただければと考えております。

どうもありがとうございました。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、消費者庁消費者安全課長の野田様、お願いいたします。

○野田オブザーバー 消費者庁消費者安全課の野田でございます。

まず、結構難しいといえますか、いろいろ複雑な面もあるテーマに取り組みまして報告書をまとめ上げられました協議会の皆様に心より敬意を表したいと思います。

この報告書でも製品面のアプローチと、そして使われる方への注意喚起の重要性が指摘されたところがございますが、まず消費者庁としても後者のほうで一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

また、委員の皆様にもその関係で教えていただいたり、ご協力をお願いすることもあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室からお越しいただいております鹿沼様、お願いいたします。

○鹿沼オブザーバー 経済産業省生活製品課住宅産業室の鹿沼と申します。

今回まとめていただきました報告書の内容を踏まえまして、関係の団体と話をしながら対応させていただきたいと思います。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課からお越しいただいております小山様、お願いいたします。

○小山オブザーバー 経済産業省製品安全課の小山です。

本日取りまとめていただいた報告書につきましては、関係者に広く情報提供・共有を図

りまして、できることから粛々と進めてまいりたいと考えております。

我々は、消費者に危害を及ぼすおそれのある製品の製造・輸入・販売を規制しているところなんですけれども、この2月1日にポータブルリチウムイオン蓄電池、いわゆるモバイルバッテリーの規制強化を行っております。こうした販売等規制の取組や、あと製品安全対策優良企業表彰などを通じまして、企業の自主的な安全対策、取組を促進してまいりたいと考えております。

これまで大変有意義な議論をいただきまして、ありがとうございました。私自身も大変勉強させていただきました。

○越山会長 どうもありがとうございました。

以上で子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策についての議題は終了とさせていただきます。

引き続きまして、資料4、過去テーマに関する取組状況についてを話題にさせていただければと思います。これまでこの協議会では、都に報告させていただいたテーマについての検証が必要とのご意見をいただいております。ここでは、過去テーマの取組状況を事務局のほうで取りまとめていただいておりますので、その報告をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○安全担当 それでは、資料4をごらんください。これまで協議会で取り組んでまいりましたテーマのうち、昨年度の歯ブラシの安全対策と平成27年度のコイン形電池の安全対策、さらに25年度のブラインド等のひもの安全対策について、商品の改良や安全基準、各団体の取組状況についてご報告いたします。

まず、1ページをごらんください。子供に対する歯ブラシの安全対策、こちらは昨年度のテーマとなります。

(1) 商品の改良については、協議会開催中から新商品の開発が進められ、転倒時の受傷リスクを低減した歯ブラシが昨年2月にライオン株式会社から発売されました。こちらの商品は平成29年度のキッズデザイン賞を受賞しております。参考として、これまでの受賞作品、株式会社DHL／有限会社アイ・シー・アイデザイン研究所の「200gでみがけるまがる歯ブラシ」、株式会社赤ちゃん本舗の「ぎゅっとグリップ 乳歯ブラシ」などがございます。

(2) 注意表記の強化では、協議会の提言を受け取組が進められています。

まず、歯ブラシを製造する中小企業の団体である全日本ブラシ工業協同組合では、歯ブ

ラシのパッケージに注意喚起文とピクトグラムを表記することを組合として取り組んでおり、組合員の事業者がパッケージを更新するときから導入を開始しております。

2ページをごらんください。

大手製造事業者のサンスター株式会社、ライオン株式会社では、こちらにお示しした注意表記を全ての子供用歯ブラシに導入しています。

次に、(3)安全な商品の普及では、日本チェーンドラッグストア協会の理事企業株式会社龍生堂本店が安全対策を施した歯ブラシの販売を推進しています。今年度の販売実績では、安全対策を施した歯ブラシが子供用歯ブラシの中でも上位を占めるとのご報告をいただいております。

次に、(4)関係者や消費者への普及啓発です。特別委員として参画いただきました小児歯科医の早川先生のご尽力により、協議会の取組について専門誌「小児歯科臨床」の平成29年6月号に特集記事を掲載していただきました。

また、事業者の取組では、全日本ブラシ工業協同組合がリーフレットの配布等による消費者への注意喚起を行っており、大手製造事業者もホームページや啓発冊子、商品リーフレットで事故防止のための普及啓発を推進しています。

3ページをごらんください。

消費者団体、子育て支援団体では、研修会や会議などで事故防止啓発リーフレットの配布をご協力いただいております。都では、関係機関等と連携し、事故防止啓発リーフレットを10万部作成し、都内保育所、幼稚園、保健所等を通じて保護者に配布しました。さらに2万部を増刷し、子育て世代が集まるイベントや区市町村を通じて配布を継続しています。また、東京都の広報誌やホームページ等で注意喚起するほか、関係団体等と連携して情報発信を継続しております。

次に、4ページをごらんください。

子供に対するコイン形電池等の安全対策、こちらは平成27年度のテーマです。

まず、事故発生状況について、今回、東京消防庁と国立成育医療研究センターのご協力により、協議会以降の救急搬送件数及び受診件数を収集しました。また、消費生活センターに寄せられた相談情報、PIO-NET情報からの事例を合わせて、協議会前後の年別発生件数を比較しました。平成29年は11月30日までの数字となっております。救急搬送と受診件数、PIO-NET相談件数を合わせた全件数は、協議会を開催した27年、翌年の28年にかけて増加しています。こちらは、コイン形電池、ボタン形電池の誤飲が疑われた場合、直ちに

受診するという周知を行ったことから救急要請や受診する件数が増加したのではないかと推測されます。一方、誤飲し入院を要するような重症事例の件数の増加は見られない状況です。

4 ページ下をごらんください。このたび電池の製造事業者団体である電池工業会は、東京慈恵会医大と共同で全国初の誤飲に関する実態調査を実施しました。平成23年から平成27年の5年間で939件の誤飲事例があったことが報告されています。

5 ページをごらんください。

同じく電池工業会による取組では、電池パッケージの改良、誤飲した場合のリスクを低減した電池の開発に向けた取組、電池に刻印するピクトグラムの開発が進められています。パッケージの改良では、誤飲防止パッケージのガイドラインが昨年度策定され公表されていますが、このガイドラインに準拠した誤飲防止パッケージの市場導入が会員各社で開始されています。

(3) のコイン形電池を使用する製品では、J I Sの改正、制定が進められています。昨年9月に電池のJ I Sが改正され、電池使用機器の電池室は、誤飲事故予防の観点から、乳幼児が容易に電池を取り出せないようにする設計指針が推奨事項と追加され、電池室を開けるには道具を用いる構造とすることや、機器の落下によって簡単に蓋が外れない構造とすることなど、具体的な内容が追加されました。また、オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器関連のJ I Sにおいても、誤飲の危険性及び誤飲防止に向けた安全対策が盛り込まれたJ I Sが制定されております。

6 ページをごらんください。

事故防止の普及啓発では、電池工業会が誤飲防止の啓発ページを加えた消費者向けの小冊子の配布や、小中学生向けのイベントで注意喚起の取組を引き続き実施しています。また、誤飲防止パッケージの目的について周知啓発のためのポスターを作成し、ホームページで公開するほか、都の開催するセーフティグッズフェアでも展示を行っていただきました。誤飲防止パッケージは、消費者にとっては開封しにくい不便さを伴いますが、事故防止の目的を理解していただくよう、消費者への周知を行っています。

日本玩具協会は、リーフレットの配布により、ビジネス関係者への普及啓発を継続して行っていただいています。

また、家電製品協会では、誤飲防止パッケージについて会員事業者への周知を行っており、ビジネス機械・情報システム産業協会もホームページ上で協議会の取組や事故防止啓

発リーフレットについて周知を行っております。

また、子育て支援団体では、研修会や会議でリーフレットを配布するなど、消費者への注意喚起を引き続き行っていただいています。

7ページをごらんください。

東京都では、関係機関等と連携して作成した事故防止啓発リーフレットを子育て世代が集まるイベントや都内の保健所や区市町村、小児科、産婦人科を通じ配布を継続しております。さらに、注意喚起動画を作成し、都庁の動画サイトで公開しております。

8ページをごらんください。

ブラインド等のひもの安全対策、こちらは平成25年度の実施となります。昨年12月に「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項－子供の安全性」が制定されました。要求事項として、6歳未満の子供が背伸びして手が届く範囲にひもがないこと、ひも等によって形成されるループが子供の顎の高さまでないこと、子供の頭部が挿入可能なループがないこと、一定の荷重によってひもが分離する機能（セーフティジョイント）を持つことなど、少なくともどれか1つを満たすことが規定されました。

資料4のご説明は以上となります。

また、こちらの資料について西田委員よりコメントをいただいておりますので、ご紹介いたします。

資料4について、昨年度に引き続き本年度もこれまで扱ったテーマのフォローアップがあり、とてもよいことである。東京都の実施によって、その後、コイン形電池の調査を工業会が病院と連携し実態調査を行ったこと、新たなリスク評価手法を開発したことなど、よい実施であるとのこと。

事務局からは以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

これらの資料内容についてご質問等ございましたらお願いできればと思います。

今、西田委員からのご報告がありましたけれども、実はこういう提言は、提出した後ちゃんとフォローしていないと、どれくらい効果があったか、有効に機能しているのかというのはなかなかわからなかった部分が問題視されていたことがございます。数年前から、過去に行った提言の結果に基づいて、東京都としてもフォローし、実際にどの程度効果が上がっているのかという部分を検証できるようにしていただいているというものです。

そういう関係で、今回の報告で終わりというわけではなくて、先ほど消費生活部長から

お話がありましたとおり、これからが始まりの部分もありますので、今後も引き続きこの協議会、それから東京都のほうもフォローして、有効な効果が得られるかを見ていきたいと考えております。

本件について何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。過去テーマの取組状況については今後もフォローアップしていきたいと思っておりますので、皆様にもご理解、ご協力をいただければ幸いです。

最後に、会長として私のほうから一言ご挨拶申し上げます。

今回、都の方にお渡しした報告書はかなりの内容、それも細かいところまで十分調整されて書かれてきたものと私も思っております。本件に関しては、この協議会の中だけではなくて、実際には事務局の方と各産業界の皆様とのご調整、ご相談がかなりあったというふうに聞いております。そして、実験、アンケート調査、ヒヤリ・ハット等、できる限りのことを実施していただいております。関係の皆様のご協力、どうもありがとうございました。

本件について、事務局の方、産業界の皆様以外にも実は技術的な指導を陰になり表になりしていただいた八藤後先生に今深く感謝申し上げたいと思っております。

米国の消費者製品安全法では、消費者の不安前、すなわち危険として3つの定義をしています。1つは、安全基準や安全規則への不適合です。この問題は規制当局による規制などのお話となります。そして2つ目は、危害を伴うハザードの欠陥があるというものです。欠陥の問題は、その欠陥を発生させた企業の責任のものであり、改善が求められるような話となります。ここまでは日本の製品安全制度とほぼ同じような考え方ですが、米国の場合はもう1件あります。

もう1件は、アンリーズナブルなリスク、すなわち不合理なリスクがある場合をいいます。すなわち、安全基準や規則の違反はなく、欠陥もないが、子供や高齢者等の弱者が被害を被る製品事故が発生している場合を言います。そのような事故が絶えない場合を問題視すべきとの考え方です。ちょうど先だって発生したドラム型洗濯機の中に子供が閉じ込められる事故のようなお話です。米国では、類似のリスクに対する対策例として、子供が冷蔵庫の中に入って閉じ込められて死亡する事故を防止することを目的に、1956年に冷蔵庫安全法を作って、外からでないと開けられない冷蔵庫は禁止になったこともあります。

この協議会では、今までに歯ブラシやコイン電池、ブラインドのひも等による子供の事故防止を図ってきましたが、それらはまさにアンリーズナブルなリスクの問題であり、本年度のテーマもそれにつながるものです。いずれも欠陥もなければ、安全基準・規則に違反があるわけではないが、お子さんがけがをしてしまうような問題へのチャレンジのお話です。このようなリスクの問題への対象は、社会がその潜在的な事故のリスクを明らかにして、産業界や消費者、行政等による社会的な合意形成の元、誰がどう改善、直していくかを考えていくというプロセスを要します。。

同じような取組は消費者庁の事故調査委員会でもなされています。このようなアンリーズナブルなリスクの提言について、今後も引き続き関係の皆様のご理解、ご協力が必要になっていくと思われます。この協議会では、今後もまたこのような観点で新しいテーマについて検討していくこともあろうと思われます。その際は、どうぞ、引き続きご理解、ご協力を賜れば幸いに存じます。

本年度の協議会はこれで終了させていただければ存じます。司会の不手際が多々ございました。ここに深くお詫び申し上げます。

それでは、ここでこの協議会を終了させていただければと思っております。どうもありがとうございました。

午前10時56分閉会